

## 都城市介護給付費等支給決定基準

都城市障害福祉サービスの支給決定基準を次のとおり定める。

### I. 基本的な取扱い

この支給決定基準は、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うために定めるものとする。取扱いに当たっては、以下のことに留意する。

1. 障害者自立支援法以前よりサービスを利用していた利用者については、これまでの支給量をできるだけ保障すること。
2. 支給決定基準における加算後最大支給量とは各サービス支給量の上限を示すものであり、支給量を決定する際には、原則として個々のサービス利用計画に基づいて行うこと。
3. 支給決定基準から乖離している支給量を支給しようとする場合は、事前に市町村審査会に意見聴取を行うことができる。(乖離とは、加算後最大支給量の5割を超える場合とする。)
4. 支給決定基準は恒久的なものではなく、通達資料、支給実績等を勘案し、必要に応じて改正できるものであること。

### II. 用語の定義

この支給基準における用語の定義は、以下のとおりとする。

1. 障がい者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という）第4条第1項に規定する障害者とする。
2. 障がい児 法第4条第2項に規定する障害児をいう。なお、身体障害者手帳又は療育手帳を所持していない場合は、医師の診断書等により前述の手帳所持児と同等の状態、又は療育が必要と認められる者とする。なお、障害児通所支援は、この限りでない。
3. 基準最大支給量 加算要件に該当しない場合に支給できるサービスの上限の支給量
4. 加算後最大支給量 加算要件を勘案した場合に支給できるサービスの上限の支給量
5. 日中活動系サービス 生活介護・就労移行支援・就労継続支援・自立訓練・地域活動支援センターⅡ型・児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援を指す。

### III. 対象者

この支給決定基準に定める対象者は表1のとおりとする。

表 1

	サービス名	対象者
介護 給 付	身体介護	【障がい者・障がい児】 障害支援区分が区分 1 以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の度合）である者
	家事援助	【障がい者・障がい児】 障害支援区分が区分 1 以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の度合）である者
	通院等介助 （身体介護を伴う）	【障がい者・障がい児】 以下のいずれにも該当する支援の度合（障がい児にあってはこれに相当する支援の度合）にある者 ①障害支援区分が区分 2 以上 ②障害支援区分の認定調査項目で以下の（1）から（5）までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されている （1）「歩行」：全面的な支援が必要 （2）「移乗」：見守り等の支援が必要、部分的な支援が必要又は全面的な支援が必要 （3）「移動」：見守り等の支援が必要、部分的な支援が必要又は全面的な支援が必要 （4）「排尿」：部分的な支援が必要又は全面的な支援が必要 （5）「排便」：部分的な支援が必要又は全面的な支援が必要
	通院等介助 （身体介護を伴わない）	【障がい者・障がい児】 障害支援区分が区分 1 以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の度合）である者
	通院等乗降介助	【障がい者・障がい児】 障害支援区分が区分 1 以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の度合）である者
	重度訪問介護	【障がい者】 障害支援区分が区分 4 以上（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は助産所に入院又は入所中に特別なコミュニケーション支援等を行うために利用する場合は区分 4 以上であって、入院又は入所前から重度訪問介護を利用していた者）であって、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者 （ア）次の（1）及び（2）のいずれにも該当している者 （1）二肢以上に麻痺等があること （2）障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」

	<p>「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること  (イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等 (12 項目)  の合計点数が 10 点以上である者</p> <p>ただし、現行の日常生活支援の利用者のサービス水準の激変緩和を  図る観点から、以下の経過措置を設ける。</p> <p>平成 18 年 9 月末日現在において日常生活支援の支給決定を受けて  いる者であって、上記の対象者要件に該当しない者のうち、</p> <p>①障害支援区分が区分 3 以上で、  ②日常生活支援及び外出介護の月の支給決定時間の合計が 125 時間  を超える者については、当該者の障害支援区分の有効期間に限り、重  度訪問介護の対象とする。</p>
同行援護	<p>【障がい者・障がい児】</p> <p>視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等であって、  次に該当する者</p> <p>①同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視  野障害」及び「夜盲」のいずれかが 1 点以上であり、かつ、「移動  障害」の点数が 1 点以上の者</p>
行動援護	<p>【障がい者・障がい児】</p> <p>知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者等  で、常時介護を要する人であって、次に該当する者</p> <p>①障害支援区分が区分 3 以上であって、障害支援区分の認定調査項目  のうち行動関連項目等 (12 項目) の合計点数が 10 点以上 (障がい  児にあってはこれに相当する支援の度合) である者</p>
療養介護	<p>【障がい者】</p> <p>病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要  とする障がい者として次のいずれかに掲げる者</p> <p>①障害支援区分 6 に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管  理を行っている者</p> <p>②障害支援区分 5 以上に該当し、次の (ア) から (エ) のいずれかに  該当する者</p> <p>(ア) 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者  (イ) 医療的ケアスコア (別表 2 の基本スコア及び見守りスコアを  合算して算出する点数をいう。以下同じ。) が 16 点以上の者  (ウ) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等 (12 項目)  の合計点数が 10 点以上である者であって、医療的ケアスコア</p>

	<p>が 8 点以上の者</p> <p>(エ) 遷延性意識障害者であって、医療的ケアスコアが 8 点以上の者</p> <p>③①及び②に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障がい者であって、常時介護を要するものと市町村が認めた者</p> <p>④旧重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成 24 年 4 月 1 日以降指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の者</p>
生活介護	<p>【障がい者】</p> <p>地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者</p> <p>①障害支援区分が区分 3 (障害者支援施設等に入所する場合は区分 4) 以上である者</p> <p>②年齢が 50 歳以上の場合は、障害支援区分が区分 2 (障害者支援施設等に入所する場合は区分 3) 以上である者</p> <p>③障害者支援施設等に入所する者であって障害支援区分 4 (50 歳以上の場合は障害支援区分 3) より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者</p> <p>(ア) 法の施行時の身体・知的の旧法施設 (通所施設も含む) の利用者 (特定旧法受給者)</p> <p>(イ) 法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者</p> <p>(ウ) 平成 24 年 4 月の改正児童福祉法の施行の際に障害児施設 (指定医療機関を含む) に入所している者</p> <p>(エ) 新規の入所希望者 (障害支援区分 1 以上の者)</p>
短期入所	<p>【障がい者・障がい児】</p> <p>①障害支援区分が区分 1 以上である障がい者</p> <p>②障がい児に必要とされる支援の度合に応じてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める区分における区分 1 以上に該当する障がい児</p>
重度障害者等 包括支援	<p>【障がい者・障がい児】</p> <p>障害支援区分が区分 6 (障がい児にあっては区分 6 に相当する支援の度合) に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、次のいずれかに該当する者</p> <p>①重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たき</p>

り状態にある障がい者のうち、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者

（ア）人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者（**I 類型**）

（イ）最重度知的障がい者（**II 類型**）

②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上である者（**III 類型**）

類 型	状態像
I 類型	筋ジストロフィー，脊椎損傷，ALS（筋萎縮性側索硬化症），遷延性意識障害等
II 類型	重症心身障害者等
III 類型	強度行動障害等

#### I 類型

（1）障害支援区分 6 の「重度訪問介護」対象者であって

（2）医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「（3）麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること）

なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「（2）四肢欠損」、「（4）筋力の低下」、「（5）関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。

（3）認定調査項目「1 群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定

（4）認定調査項目「10 群 特別な医療 レスピレーター」において「ある」と認定

（5）認定調査項目「6 群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定

#### II 類型

（1）概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認

（2）障害支援区分 6 の「重度訪問介護」対象者であって

（3）医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「（3）麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること）

なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「（2）

		<p>四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5) 関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。</p> <p>(4) 認定調査項目「1群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定</p> <p>(5) 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定</p> <p>Ⅲ類型</p> <p>(1) 障害支援区分6の「行動援護」対象者であって</p> <p>(2) 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定</p> <p>(3) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障がい児にあってはこれに相当する支援の度合)である者</p>
	施設入所支援	<p>【障がい者】</p> <p>①生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4(50歳以上の者)にあっては区分3)以上である者</p> <p>②自立訓練又は就労移行支援(以下この②において「訓練等」という。)を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者</p> <p>③生活介護を受けている者であって障害支援区分4(50歳以上の場合は障害支援区分3)より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者</p> <p>④就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者</p> <p>※障害者支援施設及びのぞみの園が行う施設障害福祉サービス(法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。以下同じ。)は、施設入所支援のほか、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型とする。</p>
訓練等給	自立訓練(機能訓練)	<p>【障がい者】</p> <p>地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者。具体的には次のような例が挙げられる。</p> <p>①入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等</p>

付		<p>を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者</p> <p>②特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等</p>
自立訓練 (生活訓練)		<p>【障がい者】</p> <p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者。具体的には次のような例が挙げられる。</p> <p>①入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者</p> <p>②特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者等</p>
宿泊型自立訓練		<p>【障がい者】</p> <p>自立訓練（生活訓練）に掲げる者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障がい者。</p>
就労移行支援		<p>【障がい者】</p> <p>①就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な 65 歳未満の者又は 65 歳以上の者</p> <p>②あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、65 歳以上の者を含む就労を希望する者</p> <p>※ただし、65 歳以上の者は、65 歳に達する前 5 年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65 歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限る。</p>
就労継続支援 A 型		<p>【障がい者】</p> <p>企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な者。</p> <p>※65 歳以上の者については、65 歳に達する前 5 年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65 歳に達する前日において就労継続支援 A 型に係る支給決定を受けていた者に限り対象とする。具体的には次</p>

		<p>のような例が挙げられる。</p> <p>①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>③企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者</p>
就労継続支援 B型	【障がい者】	<p>就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のような者が挙げられる。</p> <p>①就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>②50歳に達している者又は障害基礎年金Ⅰ級受給者</p> <p>③①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者</p> <p>④障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者。</p>
就労定着支援	【障がい者】	<p>就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障がい者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障がい者（病気や障害により通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障がい者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障がい者も含む。）</p>
自立生活援助	【障がい者】	<p>障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障がい者又は居宅において単身であるため若しくはその家族と同居している場合であっても、当該家族等の障害、疾病等若しくは当該障がい者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある者。具体的には次のような例が挙げられる。</p> <p>①障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障がい者</p>



		<p>※児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障がい者みなしの者も対象。</p> <p>②共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障がい者</p> <p>③精神科病院に入院していた精神障がい者</p> <p>④救護施設又は更生施設に入所していた障がい者</p> <p>⑤刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障がい者</p> <p>⑥更生保護施設に入所していた障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障がい者</p> <p>⑦現に地域において一人暮らしをしている障がい者又は同居する家族が障害、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障がい者であって、当該障がい者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者</p>
	共同生活援助	<p>【障がい者】</p> <p>障がい者（身体障がい者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）</p> <p>サテライト型住居については、地域において単身等で生活をしたいという明確な目的意識を持った障がい者を対象とする。また、利用に際しては、サテライト型住居に入居してから原則として3年の間に一般住宅等へ移行できるよう、他の障害福祉サービス事業者等との十分な連携を図りつつ、計画的な支援を行うものとする。</p>
地域相談支援給付	地域移行支援	<p>【障がい者】</p> <p>以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者</p> <p>①障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障がい者</p> <p>※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障がい者みなしの者も対象。</p> <p>②精神科病院に入院している精神障がい者</p> <p>③救護施設又は更生施設に入所している障がい者</p> <p>④刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障がい者</p> <p>※保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障がい</p>

		<p>者（「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について（通達）」（平成21年4月17日法務省保観第244号。法務省矯正局長、保護局長連名通知。）に基づき、特別調整対象者に選定された障がい者をいう。）のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障がい者を対象とする。</p> <p>⑤更生保護施設に入所している障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障がい者</p>
	<p>地域定着支援</p>	<p>【障がい者】</p> <p>①居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者</p> <p>②居宅において家族と同居している障がい者であっても、当該家族等が障害、疾病等若しくは当該障がい者の生活環境の大きな変化その他の事情により、当該障がい者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者</p> <p>（なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。）</p> <p>※共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。</p> <p>※上記①又は②の者のうち医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。</p>
<p>地域生活支援事業</p>	<p>移動支援事業（外出介護）（身体介護を伴う）</p>	<p>【障がい者・障がい児】</p> <p>①知的障がい者・精神障がい者</p> <p>移動時において常時直接的な介助が必要で、且つ日常の意思決定又は意思の伝達に何らかの支援を必要とする者</p> <p>（障がい児にあってはこれに相当する支援の度合である者）</p> <p>②身体障がい者・難病等患者</p> <p>以下のいずれにも該当し、外出に著しい困難を伴う者</p> <p>（1）肢体不自由により身体障害者手帳1・2級を所持、又は難病等で二肢以上に麻痺等がある者</p> <p>（2）移動に何らかの介助を必要とする者</p> <p>（3）排泄に何らかの介助を必要とする者</p>

		(4) 食事に何らかの介助を必要とする者 (障がい児にあってはこれに相当する支援の度合である者)
移動支援事業 (外出介護) (身体介護を伴わない)	【障がい者・障がい児】 ①知的障がい者・精神障がい者 移動又は日常の意思決定・伝達のいずれかに支援を必要とし、外出に何らかの支援を必要とする者 (障がい児にあってはこれに相当する支援の度合である者) ②身体障がい者・難病等患者 以下のいずれにも該当し、外出に著しい困難を伴う者 (1) 視覚障害又は肢体不自由により身体障害者手帳1・2級を所持、又は難病等で二肢以上に麻痺等がある者 (2) 移動・排泄・食事のいずれかに何らかの介助を必要とする者 (障がい児にあってはこれに相当する支援の度合である者)	
日中一時支援事業	【障がい者・障がい児】 障害支援区分1以上の者(障がい児にあってはこれに相当する支援の度合である者) 医療的ケアが必要な者は以下のいずれかに該当する者 ①気管切開に伴うケア ②胃瘻などの経管栄養に伴うケア ③導尿に伴うケア ④人工呼吸器管理に伴うケア ⑤中心静脈栄養管理に伴うケア ⑥吸引に伴うケア ※その他の医療的ケアは必要に応じて市が個別に判断する。	
地域活動支援センターⅡ型事業	【障がい者】 地域において、就労及び雇用されることが困難な障がい者等 (原則65歳未満の者が対象。なお就労移行支援、就労継続支援A型を現に受けている者は対象外)	
訪問入浴サービス事業	【障がい者】 在宅で医師の診断により移動が困難な重度の身体障がい者で市が適当と認められる者 【障がい児】 原則、保護者が介助できるものとして認めない。ただし、在宅で医師の診断により移動が困難な重度の身体障がい児で且つ特別な事情がある場合については市が状況を踏まえ判断する。	
障	児童発達支援	【障がい児】

害 児 通 所 支 援 給 付		療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障がい児。具体的には次のような例が考えられる。 ①市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童 ②保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童
	放課後等デイサービス	【障がい児】 学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児
	居宅訪問型児童発達支援	【障がい児】 重度の障害の状態その他これに準ずるものとして内閣府令で定める状態にあり、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児 ※なお、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして内閣府令で定める状態とは、次に掲げる状態とする（児童福祉法施行規則第1条の2の3）。 ①人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合 ②重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合
	保育所等訪問支援	【障がい児】 保育所その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに通う障がい児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに入所する障がい児であって、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた障がい児 ※なお、内閣府令で定める施設とは、保育所、幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設その他児童が集団生活を営む施設として、市町村が認めた施設とする（児童福祉法施行規則第1条の2の5）。対象施設であるか否かの認定方法は、児童の利用が想定されるものを事前に施設の種別ごとに包括的に認める場合と、施設を個々にその都度認める場合の両方が考えられる。

別表 1

項目	細項目	基本スコア	見守りスコア		
			高	中	低
1. 人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む）の管理		10	2	1	0
2. 気管切開の管理		8	2		0
3. 鼻咽頭エアウェイの管理		5	1		0
4. 酸素療法		8	1		0
5. 吸引（口鼻腔又は気管内吸引に限る）		8	1		0
6. ネブライザーの管理		3	0		
7. 経管栄養	（1）経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻又は食道瘻	8	2		0
	（2）持続経管注入ポンプ使用	3	1		0
8. 中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等）		8	2		0
9. 皮下注射	（1）皮下注射（インスリン、麻薬等の注射を含む）	5	1		0
	（2）持続皮下注射ポンプの使用	3	1		0
10. 血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む）		3	1		0
11. 継続的な透析（血液透析、腹膜透析等）		8	2		0
12. 導尿	（1）間欠的導尿	5	0		
	（2）持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、胃瘻又は尿路ストーマ）	3	1		0
13. 排便管理	（1）消化管ストーマの使用	5	1		0
	（2）摘便又は洗腸	5	0		
	（3）洗腸	3	0		
14. 痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置		3	2		0

#### IV. 支給決定基準

各障害福祉サービス等の支給決定基準は以下のとおりとする。

##### 1. 介護給付

###### (1) 居宅介護

###### ア. 身体介護

○基準最大支給量 区分1・2 19時間(1時間×19回/月)

区分3以上 28.5時間(1.5時間×19回/月)

●加算後最大支給量 家事援助と合わせて124時間/月

###### ◆加算要件

以下のいずれか2つに該当すること

- ①重度訪問介護支給対象者と同等の身体状況である者
- ②単身世帯又は同居家族が介護できない状況である者
- ③医師の指示により1.5時間以上/回、週4回以上の支援が必要な者
- ④住宅の状況により1回の介護に1.5時間以上の時間がかかる者

###### イ. 家事援助

○基準最大支給量 21時間(1.5時間×14回/月)

●加算後最大支給量 身体介護と合わせて124時間/月

###### ◆加算要件

以下のいずれか2つに該当すること

- ①重度訪問介護支給対象者と同等の身体状況である者
- ②単身世帯または同居家族が介護できない状況である者
- ③児童で精神状況・身体状況により1.5時間以上/回の見守りが必要である者

###### ウ. 通院等介助(身体介護を伴う)

○基準最大支給量 15時間(1時間×15回/月)

●加算後最大支給量 通院に必要な時間数/月(通院日数/月×通院に要する時間数)

###### ◆加算要件

医師による一月の通院日数等の指示がサービス等利用計画又は障害児支援利用計画に明記されていること

###### エ. 通院等介助(身体介護を伴わない)

○基準最大支給量 10時間(1時間×10回/月)

●加算後最大支給量 通院に必要な時間数/月(通院日数/月×通院に要する時間数)

###### ◆加算要件

医師による一月の通院日数等の指示がサービス等利用計画又は障害児支援利用計画に明記されていること

オ. 通院等乗降介助

○基準最大支給量 10 回／月

●加算後最大支給量 通院に必要な回数／月

◆加算要件

医師による一月の通院日数等の指示がサービス等利用計画又は障害児支援利用計画に明記されていること

(2) 重度訪問介護

○基準最大支給量 8 時間×31 回／月

(うち外出時の移動加算可能時間 4 時間×31 回／月)

●加算後最大支給量 介護に必要な時間数/月

(うち外出時の移動加算可能時間 4 時間×31 回／月)

◆加算要件

以下のいずれにも該当する者

①障害支援区分5以上である者

②単身世帯又は同居家族が介護できない状況である者

③日中活動系のサービスを利用していない者

(3) 同行援護

○基準最大支給量 移動支援事業(外出介護)と合わせて40 時間／月

●加算後最大支給量 移動支援事業(外出介護)と合わせて80 時間／月

◆加算要件

申請者より基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合

(4) 行動援護

○基準最大支給量 10 時間／月

●加算後最大支給量 50 時間／月

◆加算要件

申請者より基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合

(5) 療養介護

○基準最大支給量 当該月の日数／月

(6) 生活介護

○基準最大支給量 当該月の日数から8日を控除した日数/月

●加算後最大支給量 31日/月

◆加算要件

申請者より基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合

(7) 短期入所

○基準最大支給量 日中一時とあわせて14日/月

●加算後最大支給量 31日/月(最長2ヶ月まで)

◆加算要件

以下のいずれかに該当する場合

①主介護者が入院又は自宅安静、長期療養する場合(医師の診断書等が必要)

②主介護者の心身状況を勘案した際に、14日以上の短期入所があれば在宅生活が可能と認められる場合(医師の診断書等が必要な場合あり)

③家族に急病が発生し介護を行う介護者がいない場合等(医師の診断書等が必要な場合あり)

④本人の心身状況に異常が発生し、かつ在宅では生活が非常に困難な場合(医師の診断書等が必要な場合あり)

(8) 重度障害者等包括支援

○基準最大支給量 80,000単位/月

●加算後最大支給量 102,000単位/月

◆加算要件

申請者より基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合

(9) 施設入所支援

○基準最大支給量 当該月の日数/月

2. 訓練等給付

(1) 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

○基準最大支給量 当該月の日数から8日を控除した日数/月

●加算後最大支給量 31日/月

◆加算要件

申請者より基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合

(2) 宿泊型自立訓練



○基準最大支給量 当該月の日数／月

(3) 就労移行支援

○基準最大支給量 当該月の日数から8日を控除した日数／月

●加算後最大支給量 31日／月

◆加算要件

申請者より基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合

(4) 就労継続支援A型

○基準最大支給量 当該月の日数から8日を控除した日数／月

●加算後最大支給量 31日／月

◆加算要件

申請者より基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合

(5) 就労継続支援B型

○基準最大支給量 当該月の日数から8日を控除した日数／月

●加算後最大支給量 31日／月

◆加算要件

申請者より基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合

(6) 就労定着支援

○基準最大支給量 当該月の日数／月

(7) 自立生活援助

○基準最大支給量 当該月の日数／月

(8) 共同生活援助

①基本部分

○基準最大支給量 当該月の日数／月

☆留意事項

サテライト型住居については、入居から3年間を超える支給決定の更新の申請があった場合には、市町村審査会に意見聴取を行い、引き続き、サテライト型住居を利用することにより一般住宅等への移行が見込まれる場合等については支給決定を更新し、サテライト型住居における共同生活援助の利用を認める。なお、サテライト型住居の利用継続の必要性が認められない場合であっても、支給決定を更新し、サテラ

イト型住居以外の共同生活住居において共同生活援助を利用することは可能である。

②受託居宅介護サービス（身体介護を伴う場合に限る）

- 基準最大支給量 【障害支援区分2】150分/月  
 【障害支援区分3】600分/月  
 【障害支援区分4】900分/月  
 【障害支援区分5】1,300分/月  
 【障害支援区分6】1,900分/月

◆加算要件

以下の（ア）又は（イ）に掲げる場合であって、上記の基準最大支給量の範囲内では必要な受託居宅介護サービスの支給量が確保されないと認められる場合

（ア）当該支給申請を行う者が利用する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に当該支給申請を行う者以外に受託居宅介護サービスの提供を受けている、若しくは、希望する利用者がいない場合又は受託居宅介護サービスを受けている、若しくは、希望する利用者のすべてが障害支援区分2以下である場合

（イ）障害支援区分4以上であって、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画案を勘案した上で、支給決定基準を超えた支給決定が必要であると市が認めた場合

3. 地域相談支援給付

（1）地域移行支援

- 基準最大支給量 当該月の日数/月

（2）地域定着支援

- 基準最大支給量 当該月の日数/月

4. 地域生活支援事業

（1）移動支援事業（外出介護）（身体介護の有無にかかわらず）

- 基準時間については、以下の範囲内とする。

障害種別	標準支給量	最大支給量
身体障害者（肢体不自由）	40時間/月	80時間/月
視覚障害者※	同行援護と合わせて 40時間/月	同行援護と合わせて 80時間/月
精神障害者	20時間/月	80時間/月
知的障害者		

※視覚障害者の移動支援事業（外出介護）は集団支援のみ対象となる。

## ☆留意事項

起点又は終点が自宅（居住地）ではない外出については、移動支援事業（外出介護）の対象外となる。

また、以下の事由による外出については移動支援事業（外出介護）の対象外とする。

事由	外出例
経済的活動に係る外出	通勤、出張、営業活動等
通年かつ長期にわたる外出	通学
移動支援事業（外出介護）を利用することが適当ではない外出	1日の範囲内で用務を終えることができない外出（実家への帰省を含む）
	宗教活動
	深夜帯の外出（恒常的なもの）
	事業者が主催（発案・企画）した大人数での集団旅行・遠足等のレクリエーション活動
	ギャンブル等、公序良俗に反する外出

通院等の際のヘルパー自身の運転による自動車等における移動中は、ヘルパーが利用者に対し、介護等が行われていないことから、その時間帯は算定の対象とならない。マラソンや乗馬、ダイビング、水泳等を介護者が一緒に行うことは、介護者の業務とはならないため算定不可とする。ただし、目的地までの移動に係る支援を行った時間については算定可とする。

また、温泉については、入浴を目的として利用する際に介護が発生した場合は算定可とするが、リハビリのような健康増進を目的とした利用は算定不可とする。

## (2) 日中一時支援事業

○基準最大支給量 短期入所と合わせて 14 日／月

●加算後最大支給量 長期休暇時 ※就学児のみ（幼稚園・保育園児も含む）

春休み（3、4月）16日／月 ※短期入所と合わせて

夏休み（7月）19日／月 ※短期入所と合わせて

〃（8月）24日／月 ※短期入所と合わせて

冬休み（12、1月）19日／月 ※短期入所と合わせて

て

## ◆加算要件

以下のいずれかの該当する場合

①両親の就労等の理由で介護が困難な場合

②進学、就労など長期休暇が通常より長い場合

☆留意事項

障害福祉サービス等と同日に利用する場合は障害福祉サービスを優先とし、かつ重複は認めないものとする。

(3) 地域活動支援センターⅡ型

○基準最大支給量 15日/月

●加算後最大支給量 31日/月

◆加算要件

申請者より基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合

☆留意事項

支給量は、生活介護、自立訓練、就労継続支援B型の支給量との合計が、それぞれの基準最大支給量又は加算後最大支給量を超えない範囲で決定するものとする。

(4) 訪問入浴サービス事業

○基準最大支給量 10回/月

●加算後最大支給量 15回/月

◆加算要件

申請者より基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合

5. 障害児通所支援給付

(1) 児童発達支援

○基準最大支給量 23日/月

●加算後最大支給量 31日/月

◆加算要件

申請者より基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合

(3) 放課後等デイサービス

○基準最大支給量 23日/月

●加算後最大支給量 31日/月

◆加算要件

申請者より基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合

(4) 居宅訪問型児童発達支援

○基準最大支給量 23日/月

●加算後最大支給量 31日/月

◆加算要件

申請者より基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合

(5) 保育所等訪問支援

○基準最大支給量 5日/月

●加算後最大支給量 31日/月

◆加算要件

申請者より基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合

6. サービスの併給について

ニーズが多様であること、サービス報酬が日額化され報酬の重複を防ぐことができることから、報酬が重複しない利用体系であれば、原則として併給できない障害福祉サービスの特定はしないものとする。

ただし、日中活動系サービスについては、対象者の状況に応じた目標・計画を策定していることから、市長が特に必要と認めた場合以外は、併給しないこととする。

障害福祉サービスと地域生活支援事業を併給する場合については、障害福祉サービスを優先とし、当該利用日に利用できるサービスを利用してなお不足する場合についてのみ地域生活支援事業を利用するものとする。ただし、時間やサービス内容等の重複は認められない。

7. 介護保険制度との併給について

介護保険制度との併給については「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について」（障企発第 0328002 号、障発第 0328002 号）に基づき行うものとする。

【障害福祉サービス等と介護保険との適用関係一覧】

サービス種類	適用関係
障害者支援施設（生活介護+施設入所支援）	介護保険適用除外
療養介護	介護保険適用除外
共同生活援助	介護保険優先
居宅介護、重度訪問介護、短期入所	介護保険優先
同行援護、行動援護	障害福祉サービス優先
就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、自立生活援助	障害福祉サービス優先
自立訓練（生活訓練）	障害福祉サービス優先
自立訓練（機能訓練）	介護保険優先
生活介護、地域活動支援センター II 型事業、日中一時支援事業	介護保険優先
訪問入浴サービス事業	介護保険優先

・ 例外事項

- ①介護保険法に基づく要介護認定を受けた結果、非該当と判断された場合など、介護保険サービスを利用できない場合。（ただし、障害支援区分の更新時期等に合わせ、要介護認定の再認定が必要）
- ②利用可能な介護保険サービス事業所が身近にない、あっても定員に空きがない、本人の心身の状況により受け入れ可能な介護保険サービス事業所がない場合（当該事情が解消するまでの間）

※ただし、以下のような理由の場合は障害福祉サービスの支給は認めない

- ・「(単に) 介護保険を利用したくない」
- ・「自分は若いので高齢者ばかりのところに行きたくない」
- ・「慣れ親しんだ支援員、利用者がいるところがいい」
- ・「自宅から近く通いやすい」
- ・「自己負担が高いので介護保険を利用したくない」

以下のサービス決定に当たっては次の点に留意すること。

(1) 居宅介護

併給する場合は、以下の全てに該当すること

- ①要介護3以上であること
- ②障害支援区分が5以上であること
- ③単身世帯又は同居家族が介護できない状況にあること
- ④介護保険サービスを利用しても、なお生活に必要な不可欠なサービスが不足していること

なお、支給決定については介護保険課、障がい福祉課が認めた居宅サービス計画書サービス利用計画に基づき支給量を算定すること。

(2) 重度訪問介護

併給する場合は、以下の全てに該当すること

- ①要介護3以上であること
- ②障害支援区分が5以上であること
- ③単身世帯又は同居家族が介護できない状況にあること
- ④介護保険サービスを利用しても、なお生活に必要な不可欠なサービスが不足していること

なお、支給決定については介護保険課、障がい福祉課が認めた居宅サービス計画書サービス利用計画に基づき支給量を算定すること。

(3) 移動支援事業（外出介護）

最大支給量は 10 時間／月までとし、余暇活動のみの利用とする。ただし、視覚障害者及び全肢に麻痺があり市長が認めた者を除く

8. 特例支給について

支給について、市長が特に必要と認めた者は、支給決定基準にかかわらず支給決定するものとする。なお、この支給決定をした場合は、特例支給台帳に必要事項を記入するものとする。

9. その他

その他、必要な事項は市長が別に定める。